

福 井 県

福井県地域福祉支援計画（案）に関する 県民パブリックコメント意見募集の結果

令和7年3月25日
福井県健康福祉部地域福祉課

「福井県地域福祉支援計画（案）」について、県民の皆様からご意見を募集したところ、次のようなご意見をいただきました。

県では、いただいたご意見を「福井県地域福祉支援計画」および今後の施策の参考にさせていただきます。

- 1 募集期間
令和7年2月17日（月）から3月10日（月）
- 2 意見件数
13件（2人）
- 3 提出された意見の概要および県の考え方
別紙資料のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県健康福祉部地域福祉課地域健康福祉グループ
TEL 0776-20-0326
FAX 0776-20-0637
E-mail chifuku@pref.fukui.lg.jp

福井県地域福祉支援計画（案）に関する県民パブリックコメント意見募集の結果

○計画全体について

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
1	表現が、かみ砕いた解りやすい文章で身近な計画に捉えられて良いと思うが、各施策中の“支援します”“○○します”には、具体的な手法等が記載されておらず当計画に関わっている関係者、団体向けの表現で、一般の県民には伝えないと思う。	当該計画は市町の地域福祉推進に関する取組みを広域的な見地から支援する計画であり、各施策の具体的な手法は各個別計画にて定めているため、施策の実施の際には施策の具体的な内容が県民に分かりやすく伝わるようにします。
2	問合せ、福祉相談窓口が、どの内容が県なのか、市町になるのか、医療機関なのか、社会福祉法人ほか各団体なのか、一般の県民には分かりにくい。総論的な計画ということか。	当該計画は市町の地域福祉推進に関する取組みを広域的な見地から支援する計画です。また、個別計画と連携・整合を図り、地域福祉の視点から横断的、総合的に定める計画となっています。
3	HPを検索したりすれば良いのだが、せっかく計画を改定するのだから、関連する各計画の問い合わせ先のほか、医療・障害、高齢者、地域福祉、こども、教育、女性等々の種別（区分）ごとの県、もしくは関係団体などの直通の電話番号、係名、E-mail等問い合わせ先一覧表ページを追加していただけますよう、強く要望する。	各個別計画の概要に関連する担当課、問い合わせ先を追加します。 関係団体については、各市町における福祉担当部署や支援機関のほか、地域福祉の課題解決のために福祉分野だけに限らない場合もあり、幅広くなることから掲載は控えます。

○第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
4	「第1章 計画の概要」中で「8050問題」を「80歳代の親と50歳代の子どもの生活問題」と説明されているが、これでは問題状況の説明として不十分ではないか。令和5年版厚生労働白書では、「8050問題」を「高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題」と説明しており、これを参考にされたい。	令和5年度版厚生労働白書の記載内容を参考に修正します。

○基本方針1 1-1 (1) 地域のプラットフォームの構築支援

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
5	地域のプラットフォーム（協議体）を支援するとは具体的に何をどのような支援（例えば人的支援、財政支援など）	生活支援体制整備事業は、元気な高齢者をはじめとする住民主体の活動団体等による多様な生活支援・介護予防サービ

	<p>か。</p> <p>厚生労働省HPには、生活支援体制整備事業で、地域の生活支援コーディネーターを配置、協議体を設置するなどの事業紹介があるが、今回のCSWやプラットフォーム（協議体）との施策との明確な違いは何か。</p> <p>また、類似（重複）の取り組みになり混乱しそうな気するので他の制度、施策などと整理した表現がよいと思う。</p>	<p>スの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するものです。</p> <p>一方、当該計画に記載した<u>地域のプラットフォームの構築支援</u>は、対象者を特定の属性や世代に限定せず、地域住民が主体となった共助の取組みの活性化を図るものです。</p> <p>県では、上記の取組みをモデル的に実施する市町に対して財政支援を行う予定です。</p> <p>これらの事業に限らず、地域づくり事業は各分野で実施されていますが、事業毎に制度や財源が異なるため、個別の分野で実施される事業は各個別計画において定めるよう整理しています。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○基本方針1 1-3 (5) 成年後見制度の利用促進

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
6	<p>「中枢機関設置等の市町における成年後見制度利用促進の取組みを支援」とは、設置している市町へのどのような支援か。県が相談会や、後見人の育成等に伴走支援をするのか。中核機関に従事する職業は社会福祉士と思われるが、その確保にかかる支援も視野に入っているのか。入っているとすれば、具体的な支援内容も追記したほうが良いと思う。</p>	<p>現在、県では、高齢者等権利擁護専門相談窓口を設置し、高齢者、障がい者の成年後見制度利用にかかる困難事例の検討・解決に向けた相談に応じています。また、希望があった市町には、高齢者権利擁護対応専門職チームや成年後見制度相談支援専門職チームを派遣しています。</p>

○基本方針2 2-3 (6) 介護ロボットやICTの導入支援

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
7	<p>介護保険法の改正で、地域包括支援センターの圏域を合算し専門職を配置できるようになると伺っているが、各圏域、各法人が別々の管理システムだと融通が利かないように思う。</p> <p>看護記録、介護記録の管理、ケア、アセスメントなど他法人と統一した管理システム仕様になるICT機器の導入を推進してはどうか。</p>	<p>国においては、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所のデータ連携により業務の効率化を図るケアプランデータ連携システムの導入を推進しており、県においても地域全体で導入することについて支援していきます。</p>

○基本方針4 4-1(1)地域のプラットフォームの多様な主体による被災住民の孤立防止

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
8	<p>「4-1災害に備えた体制の整備(1)」は「被災住民の孤立防止」となっているが、説明文では「災害時要配慮者の孤立防止」となっている。「被災住民」とは「災害時要配慮者」を含むより広い概念であり、イコールではないと考えるが、「災害時に一人も取り残さない」ということを言いたいのであれば、説明文の見直しが必要と思われる。</p>	<p>平常時から地域コミュニティの維持に取り組むことにより、要配慮者に限らず全ての被災住民の孤立防止につながると考えられるため、本文中にある「要配慮者」を「被災住民」に修正します。</p>
9	<p>「平常時から～中略～避難行動要支援者名簿の対象者(在宅要介護者、在宅要介護者)等の見守り活動」との記載があるが、発災直後、また発災後の在宅避難要配慮者への見守り活動の促進はどのようにするのか。</p> <p>訪問看護、介護事業者のBCPとの整合性はどこで図るのか、追記してはどうか。施策の方向(4)、(5)、(6)、(7)にかかるのか不明。</p>	<p>本施策の趣旨は、災害時の孤立防止を図るために平常時の取組みを促進するものであるため、そのことが分かるよう本文を修正します。</p> <p>なお、例示にある在宅要介護者や在宅要介護者については、避難に多くの時間を要することから、市町による要配慮者の個別避難計画作成の推進により円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。</p> <p>また、訪問看護、介護事業所等におけるBCP(事業継続計画)の策定については、個別計画(高齢者福祉計画等)に記載しているため、本計画には追記しません。</p>

○基本方針4 4-1(4)社会福祉施設の防災教育

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
10	<p>看護職、介護職への研修で、在宅避難者へのケアの手法や対応が、当施策で取られるのか不明。行政機関、福祉団体、地域との連携に関する取組みとして、福祉避難所の開設、受け入れ等、連携に関する広域的な運営訓練をしたほうが良いと思う。P46(7)連携体制の構築に関する。</p> <p>福祉避難所、宿泊施設、在宅の避難生活要配慮者への支援、ケアの研修を強化し、災害関連死対策に重点を置く施策を明記してほしい。</p>	<p>関係職員に向けた研修会の開催内容に在宅避難者への対応等についても取り入れることを検討していきます。</p> <p>広域的な運営訓練については、福祉避難所だけの問題ではなく、一般避難所も含めての訓練や体制の構築をすべきと考えるため、防災部局とともに検討します。</p> <p>なお、避難生活を送る要配慮者への支援等については、福祉避難所の運営体制の整備促進や災害福祉支援ネットワークの強化等に加え、個別計画(高齢者福祉計画等)にも施策を明記することで災害関連死の防止を図ります。</p>

○基本方針4 【数値目標】項目追加提案

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
1 1	<p>防災担当になると思うが、上記のように「広域的な福祉避難所の開設、運営、受入れに関する福祉施設と市町との合同訓練の実施」を目標にしたほうが良いのではないか。</p> <p>発災直後の情報収集、伝達、避難者受入れまでに、段階を踏む時間を要すると思う。また、受け入れ側（医療・福祉施設）の平時の構え、発災直後の対応力が重要と考えます。（医療と福祉の支援体制、連携対応研修、訓練含む）</p>	<p>広域的な運営訓練については、福祉避難所だけの問題ではなく、一般避難所も含めての訓練や体制の構築をすべきと考えます。ご認識のとおり防災部局と関係が強い項目ですので、数値目標にはいたしません。防災部局とともに訓練の実施を検討します。</p>

○各個別計画の概要

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
1 2	<p>個別計画の紹介、記載があるのは丁寧で参考になる。</p> <p>ここで、各個別の計画を作成した担当課、問合せ先を各計画紹介下段に追記するとより丁寧だと思う。</p>	<p>担当課、問い合わせ先を記載しました。（No.3と同様）</p>

○計画策定の経過

No.	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
1 3	<p>令和7年1月20日～1月24日の市町への意見聴取は「骨子（案）」でされたのか、計画（案）の前の計画（素案）だったのか、どちらか。そして市町からの意見は、開示しないのか。</p> <p>そして、その意見徴収期間が5日間というのが短いと思う。</p> <p>市町、医療機関、福祉施設等と連携する計画ならば、市町へもっと丁寧な意見徴収期間を設定、説明をしたほうが良いと思った。</p> <p>また、パブリックコメント期間も2週間程度では、どうかと思った。</p>	<p>市町には計画案の前の素案にて意見聴取しました。市町からの意見は市町へ直接回答し、計画作成の参考とさせていただいた上で計画案を作成しており、公表までは行っておりません。</p> <p>次期改定の際は意見聴取期間を長く設定したいと思います。</p> <p>パブリックコメント期間は3月10日（月）まで延長する対応を取りました。</p>